

「豊頃町水防計画」改定案の概要

豊頃町水防計画は、指定水防団体に指定されている豊頃町が、洪水、大雨出水又は津波等の水災を警戒し防御し、被害を軽減させるため、水防事務の調整及び円滑な実施のために、水防法に基づき、北海道水防計画との整合性を図りながら策定しているものです。

今回の改定は、水防法の一部改正及び北海道水防計画の修正に伴うもので、災害対策基本法改正に伴う避難指示の一本化(避難勧告の廃止)や、洪水予報の氾濫危険情報(洪水警報)及び気象庁のキキクル(危険度分布)の運用変更等によるものです。

【改定の考え方】

・水防計画作成手引きの改正により、章の順序や用語の修正等を行うとともに、北海道水防計画の修正に準じ所要の変更を行います。

【主な改定内容】

ページ	章・節	内容
7	第1章第3節	水防協力団体の義務について明記
9	第2章第1節	水防本部の任務について追記
16	第3章	重要水防箇所、樋門・樋管設置箇所等の時点更新
20	第4章第2節	気象庁が行う予報・警報の発表基準及び浸水・公示キキクル(危険度分布)の改定
36	第6章	気象情報等の種類を追加
48	第9章第2節	水防資機材調達に係る町内の緊急輸送道路を追加
53	第10章第4節	法に規定された緊急通行及び損失補償についての考え方を追加
55	第10章第8節	水防団及び消防機関の非常配備の解除の基準を追加
68	第16章第2節	「津波防災地域づくりに関する法律」に基づき「第2節 津波対応」を追加
73	参考資料	ハザードマップ(洪水浸水想定区域図、津波浸水想定区域図)及び水防工法を掲載